



第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都Congress)の開催について



概要

【日程】 2020年4月20日(月)～27日(月) (19日事前準備会合)

【会場】 国立京都国際会館

- Congressは、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議 (1955年以降5年ごとに開催)
- 司法大臣・検事総長等を含む各国政府代表団等が参加
- 犯罪防止・刑事司法分野の対策等に関する政治宣言を採択
- 事務局は国連薬物・犯罪事務所(UNODC)
- 日本での開催は、1970年以来50年ぶり2回目
- 開催地を京都とすることを平成29年8月に閣議了解



(前回京都Congressの様子)

全体テーマ

2030アジェンダ^(※)の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進

※ 国連サミットで採択された行動計画。持続可能な開発目標(SDGs)を掲げている。

- (議題1) 社会的・経済的発展に向けた包括的な犯罪防止戦略
- (議題2) 刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ
- (議題3) 法の支配の促進に向けた各国政府による多面的アプローチ
とりわけ、ドーハ宣言に沿って、
 - ・ 全ての人々に司法へのアクセスを提供
 - ・ 効果的で説明責任のある公平かつ包摂的な機関を構築
 - ・ 文化の独自性を尊重しつつ法遵守の文化を醸成することを含む社会的、教育的その他の関連方策を検討
- (議題4) あらゆる形態の犯罪、とりわけ
(a) あらゆる形態のテロリズム (b) 新興の犯罪形態を防止し対処するための国際協力及び技術支援

前回ドーハCongress(第13回)

- 2015年4月12日～19日の間、ドーハ(カタール)で開催
- タミーム・カタール首長(王族)、潘基文国連事務総長(当時)、フェドートフ国連薬物・犯罪事務所(UNODC)事務局長のほか、149か国から約4,000人が参加
- 「犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合」をテーマに議論し、「ドーハ宣言」を採択
→ SDGsのゴール16(平和と公正をすべての人に)に反映



(ドーハCongressの様子)

開催意義・効果

- 我が国の法の支配の浸透や「世界一安全・安心な社会」を国内外にアピール
- 犯罪防止・刑事司法分野における我が国の国際的なプレゼンスの向上
- 各国における法の支配等の普遍的価値の浸透に寄与し、国内外の経済成長を支える司法インフラの整備促進

➡ 司法外交(司法分野における国内外の取組)を積極的に推進



(提供: 国立京都国際会館)